

# 埼玉県でも 人事委員会との協議 はじまる!

自治労新聞のとおり、国の人事院勧告がでましたが、本県の人事委員会への取り組みも始まっています。去る7月30日、埼玉県地公労共闘会議（県職労、教組、高教組）は、賃金確定交渉に向けた、人事委員会との最初の協議を行いました。今年の民間調査の状況を質したところ、「調査取りまとめで正確な話はでき

ない」と前置きしつつ、業種間のばらつきや一時金の厳しい状況などの言及がありました。50歳代後半の賃金抑制についても、「何らかの形で抑制している企業が多いようだ」と語りました。これに対して私たちは、「50歳代後半の賃金カットは人事院の説明も明確な理由付けがなされていない。中央の政治的意向に沿うこ

となく、労働基本権制約の代償機関としての使命を果たしてもらいたい」と強く申し入れました。このほか、定年延長、休暇所得がしやすい職場環境の整備、定数削減に伴う諸問題、障害者雇用の促進、職員の健康管理などの点について、具体的記載を要請しました。県の人事委員会勧告の日程はまだ未定ですが、10月中旬を想定した取り組みを今後も継続してゆきます。

## 参議院選挙で躍進した 公務員批判派の主張とは

参議院選挙で躍進した「みんなの党」、私たち公務員に大きく影響を及ぼす可能性がある。そこで「みんなの党」に近い立場の著作を読んでみた。

みんなの党の比例区候補だった若林は、事業仕分けを手伝った経験から、民主党が国民の期待を裏切ったと断じている。「小さな政府」をめざして財政再建を図ろうとの主張が明確で、事業仕分けが廃止や縮小につながるケースに手厳しい。もちろん公務員人件費についてもきびしく、ボーナスの9割カットと退職金の半減を、地方公務員を含めて実施すれば7兆2千億円の予算が

裏切りの民主党（文藝春秋） 若林亜紀  
官僚のレトリック（新潮社） 原英史

さとも主張しているのは納得できない。労働基本権付与の論理をすり替えている。

公務員という鯉をまな板に載せて、血を流す様子を見せ、大衆の不満を解消する政治手法はおかしい。しかも、事業仕分けの徹底を主張する彼らは、減税と公務員攻撃の影に、公共サービス低下を承認することを国民に求めているのだ。

他の保険に入っても いなくても 加入できる

自治労の団体生命共済

## 団体生命共済D型からはじめよう!

型	掛金(月額) (年齢)	普通死亡	災害死亡	災害障害	傷病障害 特定疾病	病気事故 入院	成人病 入院	病気事故 通院	手術 共済金	診断書料 補助金	ドナー 共済金
D	2,900 (~60)	600 万円	1,200 万円	24~600 万円	50 万円	3,000 円	3,000 円	1,500 円	3・6・12 万円	5,000 円	10万円
H	3,460 (~40)	1,000 万円	2,000 万円	40~1,000 万円	50 万円	3,000 円	3,000 円	1,500 円	3・6・12 万円	5,000 円	10万円
	3,740 (41~50)										
	4,420 (51~60)										

- ※「団体生命共済D型」は【基礎一律型】全年齢同額掛金です。なお、本人型はD~R型から選択できます。
- ※「D型」は、60歳まで掛金が変わらず上表の保障内容です。自治労の組合員と家族に「助け合い」の心でお届けします。
- ※「入院」(病気・不慮の事故)は、日帰りを含む1日目から180日分を限度にお支払いします。
- ※「通院」は、①病気退院後の通院、②不慮の事故による入院前通院と退院後通院、③不慮の事故の入院を伴わない通院が対象です。
- ※「成人病入院」(悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病)は「病気入院」にプラスして、360日分限度に保障。
- ※「手術」は、規約に定める給付基準でいずれかの額で支払う。女性特有疾病の場合「最高倍率」でお支払いします。
- ※「診断書料補助」は、手術・入院・通院等の診断書料補助を行うもので重複給付は行いません。
- ※【医療保障】は上記にプラスした医療コース(本人05型・08型・10型 他)があります。

医療コース	掛金(月額)	病気事故 入院	成人病 入院	病気事故 通院	手術 共済金	備 考
05 (5,000円コース)	760円	+2,000円= 5,000円	+2,000円= 5,000円	+1,000円= 2,500円	+2・4・8万円= 5・10・20万円	
10 (10,000円コース)	2,660円	+7,000円= 10,000円	+7,000円= 10,000円	+3,500円= 5,000円	+7・14・28万円= 10・20・40万円	D型の方は 選択できません

スポット募集中! 今すぐお問合わせとお申込みを!

くわしくは「自治労セット共済ガイドブック」をご覧になるか、組合役員までお問い合わせください。